

県北地域で就農後、間もなく原発事故に遭い、経営規模拡大中であつたり、収穫実績のない作物があつたりする中、申立人の陳述等により、過去の収穫実績にとらわれることなく、逸失利益が認定されて賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2及び申立人X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について、和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	① 営業損害	金 1, 674, 046 円
	② その他の損害（線量計購入費用）	金 102, 900 円
期 間	自 平成23年3月11日	
	至 平成24年1月3日	

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金177万6946円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら全員が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月15日

（仲介委員 永山在浩）